

議案第1号

北名古屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

北名古屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成31年2月25日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、長時間労働の是正措置として、超過勤務命令を行うことができる上限を定めるため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例

北名古屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年北名古屋市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

- 3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。